

毎月勤労統計調査の概要

1 調査の沿革

「毎月勤労統計調査」の起源は古く、大正12年7月内務省社会局で調査が開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」を母体とし、その後幾多の変遷と改正を経ているが、現在の名称に改められたのは、勤労統計調査令が公布された昭和19年4月であった。

その後、数次にわたる改正があり、昭和26年4月には、所管も労働省（現在の厚生労働省）に全面移管されるとともに、従来全国調査のみであったこの調査に、都道府県労働基準局で行っていた都道府県別の「毎月勤労統計調査」が、「毎月勤労統計調査地方調査」として吸収され、全国・地方を通じて一貫した方法により、賃金、労働時間及び雇用の動きを把握できるようになった。

昭和32年7月には、従来30人以上だった調査対象の規模を広げ、5～29人規模の事業所については毎月「全国調査乙調査」を、1～4人規模の事業所については年1回「特別調査」を実施することとし、従来の全国調査については全国調査甲調査として調査体系の整備が行われた。その後、昭和55年7月には特別調査の規模が1～29人に拡充された。

平成2年1月には、サービス経済化の進行及び小規模事業所の増加に伴い、毎月勤労統計調査の中核たる全国調査甲調査及び地方調査のカバー率が大幅に減少し、統計数値としての代表性が低下してきたため改正がなされた。

この改正により、「全国調査」は甲調査と乙調査が統合され、5人以上規模事業所を対象とすることとなり、「地方調査」は、調査対象の事業所規模が従来の30人以上から全国調査と同じ5人以上となった。これにより「特別調査」の調査対象の規模が1～4人の事業所のみとなった。

平成5年1月からは、昨今増大しつつあり調査結果に無視し得ない影響を与えるパートタイム労働者についても、賃金・労働時間を調査するようになった。

現在の調査体系は、次のとおりである。

	全国調査	地方調査
	〔 全国の結果を出すことを目的としている。 〕	〔 都道府県別の結果を出すことを目的としている。 〕
常用労働者30人以上 （第一種事業所）	毎月調査 （郵送調査又はオンライン）	毎月調査 （郵送調査又はオンライン）
常用労働者5～29人 （第二種事業所）	毎月調査 （調査員調査又はオンライン）	毎月調査 （調査員調査又はオンライン）
特別調査 常用労働者1～4人	年1回調査（調査員調査又はオンライン）	

2 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であり、「地方調査」は賃金、労働時間及び雇用について、本県における毎月の変動を明らかにすることを、「特別調査」は全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

(2) 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の各産業を対象に、「地方調査」は、常用労働者を常時 5 人以上雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣が指定する約 1,000 事業所について調査を行ったものであり、「特別調査」は、7 月 31 日現在 1～4 人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する約 500 事業所について調査を行うものである。

(3) 調査期日

① 地方調査（5 人以上規模事業所）

毎月末日現在（給与締切日の定めがある場合は、毎月最終給与締切日現在）。

② 特別調査（1～4 人規模事業所）

毎年 7 月末（給与締切日の定めがある場合は、7 月の最終給与締切日）現在。ただし、特別に支払われた給与（特別給与）については、調査年の前年の 8 月 1 日から調査年の年 7 月 31 日までの期間。

(4) 調査対象事業所又は標本調査区の抽出方法

① 地方調査

標本設計は、産業別、規模別の常用労働者 1 人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率を一定限度内となるように行っている。調査対象事業所の抽出方法は、次のとおりである。

ア 30 人以上規模事業所（第一種事業所）

経済センサスの結果に基づき、事業所全数名簿を作成し、これを産業、規模別に区分し、所定の抽出率により無作為に抽出している〔層化無作為抽出法(事業所抽出)〕。

平成 30 年 1 月分以降は、原則として毎年 1 月分で、事業所母集団データベースによる最新の年次フレームを用いて全体の調査対象事業所の 3 分の 1 ずつ入れ替える部分入れ替えを行っている。

イ 5～29 人規模事業所（第二種事業所）

経済センサスの基本調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」を設定し、そのうち 42 調査区を抽出し、調査区内の 5～29 人規模の全事業所の名簿を作成する。

その名簿から産業別に所定の抽出率により無作為に 1 調査区あたり約 10 事業所の合計約 420 事業所を抽出する層化無作為二段抽出法（調査区及び事業所抽出）により抽出している。

調査期間は原則として 18 か月であるが、標本事業所の交代は一斉に行うのではなく、調査

区を3組に分けて、6か月ごとに3分の1ずつ交代する方式（ローテーション方式）をとっている。

② 特別調査（1～4人規模事業所）

調査区として一定の範囲を抽出する、いわゆる集落抽出法をとっている。調査産業計における常用労働者1人平均「きまって支給する給与」の標準誤差率が一定限度内となるように標本設計が行われており、その方法は次のとおりである。

経済センサスの基本調査区を数個ずつ統合して、「毎勤特別基本調査区」を設定し、これを母集団とし、所定の抽出率により層化抽出された48調査区について、その地域内にある調査産業に属する調査年の7月末（給与締切日の定めがある場合は、7月の最終給与締切日）現在の常用労働者が1～4人である事業所全部が調査対象になっている〔調査区抽出（層化一段抽出法）〕。

（5）産業分類の接続について

日本標準産業分類については、平成19年11月に改定が行われ、平成22年1月分調査から、改定後の産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づいて結果の公表を行っている。

このため、従前の産業分類（以下、「旧産業分類」という。）に基づいて表章している平成21年以前の結果と接続しないもの（下表「×」）は、指数、増減率が算出されない期間があるため、注意が必要である。

なお、平成21年以前の結果との接続については、厚生労働省の「毎月勤労統計調査全国調査の表章産業の変更について（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-hyosyo.pdf>）」を参照すること。

新産業分類(平成22年以降)	旧産業分類との接続	旧産業分類(平成21年以前)
TL 調査産業計	△	TL 調査産業計
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	○	D 鉱業
D 建設業	○	E 建設業
E 製造業	○	F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	○	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	△	H 情報通信業
H 運輸業, 郵便業	△	I 運輸業
I 卸売業, 小売業	△	J 卸売・小売業
J 金融業, 保険業	○	K 金融・保険業
K 不動産業, 物品賃貸業	×	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	×	
M 宿泊業, 飲食サービス業	×	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	×	
O 教育, 学習支援業	△	O 教育, 学習支援業
P 医療, 福祉	△	N 医療, 福祉
Q 複合サービス事業	△	P 複合サービス業
R サービス業(他に分類されないもの)	×	
記号の説明 ○:完全接続 △:完全ではないが接続するもの ×:接続しない		

3 地方調査の集計方法

(1) 実数集計

事業所から提出された調査票を本県において集計し、産業別、規模別及び性別に母集団に還元したものである。

注) 調査事業所が少ない産業(例えば、鉱業)については、秘密保護のため公表していないが、上位分類(例えば、調査産業計)の数値には含まれている。

ア 月例分の実数集計

調査票を積み上げた数値と母集団労働者数(前月分の当該単位集計産業、単位事業所規模の本調査期間末常用労働者数)を用いて、次により算出する。

集 計 事 項	集 計 方 法	小数点 以下桁数
雇 用		
① 前調査期間末常用労働者数	サマリーそのもの	0
② 調査期間中の増加常用労働者数	サマリーそのもの	0
③ " 減少常用労働者数	サマリーそのもの	0
④ 本調査期間末常用労働者数	①+②-③	0
⑤ パートタイム労働者数	サマリーそのもの	0
⑥ パートタイム労働者比率	⑤÷④×100(%)	1
労働時間		
⑦ 常用労働者1人平均月間出勤日数	サマリー×2÷(①+④)	1
⑧ " 総実労働時間数	⑨+⑩	1
⑨ " 所定内労働時間数	サマリー×2÷(①+④)	1
⑩ " 所定外労働時間数	サマリー×2÷(①+④)	1
賃 金		
⑪ 常用労働者1人平均月間現金給与総額	⑫+⑮	0
⑫ " きまって支給する給与	サマリー×2000÷(①+④)	0
⑬ " 所定内給与(男女計)	⑫-⑭	0
⑭ " 超過労働給与(男女計)	サマリー×2000÷(①+④)	0
⑮ " 特別に支払われた給与	サマリー×2000÷(①+④)	0

注) 1 サマリーとは、産業、事業所規模及び性別ごとに、調査票を積み上げた数値に推計比率を乗じたものをいう。

2 推計比率は、母集団労働者数を、調査票の前調査期間末常用労働者数(男女計)を積み上げた数値で除することにより、小数点以下第7位まで求める。

3 小数点以下桁数は、四捨五入により丸めて求める。

4 集計方法における①②等は、集計事項の①②等を示す。

イ 年平均実数集計

各調査項目について、1月～12月の月次サマリーを合計した年累計サマリーを用いて、次に示した集計方法より算出する。

集 計 事 項	集 計 方 法	小数点 以下桁数
雇 用		
① 前調査期間末常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
② 調査期間中の増加常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
③ " 減少常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
④ 本調査期間末常用労働者数	①+②-③	0
⑤ パートタイム労働者数	年累計サマリー÷12	0
⑥ パートタイム労働者比率	⑤÷④×100 (%)	1
労働時間		
⑦ 常用労働者1人平均月間出勤日数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
⑧ " 総実労働時間数	⑨+⑩	1
⑨ " 所定内労働時間数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
⑩ " 所定外労働時間数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
賃 金		
⑪ 常用労働者1人平均月間現金給与総額	⑫+⑮	0
⑫ " きまって支給する給与	サマリー×2000÷(①'+④')	0
⑬ " 所定内給与(男女計)	⑫-⑭	0
⑭ " 超過労働給与(男女計)	サマリー×2000÷(①'+④')	0
⑮ " 特別に支払われた給与	サマリー×2000÷(①'+④')	0

- 注) 1 小数点以下桁数は、四捨五入により丸めて求める。
 2 集計方法における①②等は、集計事項の①②等を示す。
 3 ①'④'は、それぞれ前調査期間末常用労働者数、本調査期間末常用労働者数の年累計サマリー(12で除す前の数値)を示す。

(2) 指数の作成

令和2(2020)年平均を基準数値として、次の指数を作成している。

① 月次指数の作成

次の式を用いて、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

$$\text{月次指数} = \frac{\text{月次の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

また、実質賃金指数は、現金給与総額指数又はきまって支給する給与指数を「広島市消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)」で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

「月次指数」と「月次の調査結果の実数」との関係は、次のとおりである。

月次指数	月次の調査結果の実数
現金給与総額指数	常用労働者1人平均月間現金給与総額
きまって支給する給与指数	〃 きまって支給する給与額
所定内給与指数	〃 所定内給与額
総実労働時間指数	〃 総実労働時間数
所定内労働時間指数	〃 所定内労働時間数
所定外労働時間指数	〃 所定外労働時間数
常用雇用指数	本調査期間末推計常用労働者数

② 年平均指数の作成

月次指数を12か月単純平均し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。ただし、実質賃金指数は、現金給与総額指数又は定期給与指数の年平均値を、広島市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の年平均値（それぞれ四捨五入して小数点以下第1位までの数値）で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

③ 基準数値

基準年の実数を、指数と同様の方法（ギャップ修正と同様の方法）で修正した修正実数を12か月単純平均した数値のことである。

（3）増減率の作成

指数を用いて、四捨五入して小数点以下第1位まで計算した。ただし、指数を作成していないものについては、実数を指数と同様の方法（ギャップ修正と同様の方法）で修正した修正実数から計算した。

（4）労働異動率の作成

次の式を用いて、四捨五入して小数点以下第2位まで算出した。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{調査期間中の増加(減少)常用労働者数}}{\text{前調査期間末常用労働者数}} \times 100$$

年平均値は、12か月単純平均して作成した。

なお、労働異動率及びその増減差は、過去に遡って改訂することはない。

4 指数の改訂

指数は、(1) 基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）、(2) 常用労働者数のベンチマーク更新という2つの事由（注1）で過去に遡って改訂する。

（注1）平成27年1月分調査までは、経済センサスの実施周期に合わせて、規模30人以上事業所（以下「第一種事業所」という。）の抽出替え（対象事業所の入替え）を一斉に行った。その際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより、単位集計区分内の集計値に大きなギャップが生じるため、新旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、それを技術的に補正している。この補正のことを「ギャップ修正」と呼んでいる。平成30年1月分調査の部分入替え方式導入以降は、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」（平成28年10月7日総務省統計委員会）において示された新旧データ接続における「望ましい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきたギャップ修正を行わないこととしている。

なお、直近では指数の改訂を次のとおり行っている。

- (1) 基準時更新：令和4年1月分公表時
- (2) 常用労働者数のベンチマークの更新：令和6年1月分公表時

(1) 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うものである〔指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づく〕。

この基準時更新では、各指数を全期間にわたって改訂するが、増減率は原則改訂しない。ただし、実質賃金指数の計算に当たっては、名目賃金指数と消費者物価指数の基準時を同じとするが、消費者物価指数は、増減率が改定される場合があることから、実質賃金指数の増減率は過去に遡って改訂されることがある。

(2) 常用労働者数のベンチマークの更新（常用雇用指数のギャップ修正）

月々の常用労働者数は、単位集計区分毎に前月の補正後（注2）の母集団労働者数に対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映させ、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で推計している。

また、この常用労働者数は、単位集計区分の集計値を積み上げて調査産業計などの集計値を計算する際のウェイトとしても利用されている。

常用労働者数のベンチマーク（水準点）の数値については、事業所の全数調査である「経済センサス-基礎調査」等の結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指数（注3）については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

（注2）前月の母集団労働者数に雇用保険事業所データ等による補正を施したもの。

（注3）「ウェイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップ」については、平成30年8月28日の第125回統計委員会における整理に基づき、常用雇用指数のみ遡及改訂し、賃金指数や労働時間指数は遡及改訂しないこととしている。

《参考》令和4年1月分調査における指数の改訂の考え方（厚生労働省 HP より）

令和4年1月分調査においては、指数の基準時を平成27（2015）年から令和2（2020）年に更新し、さらに、集計に用いる母集団労働者数を「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく労働者数から「平成28年経済センサス-活動調査」等（注4）に基づく労働者数に変更したこと（注5）等から、常用雇用指数、賃金指数及び労働時間指数の改訂を行った。

（注4）「平成28年経済センサス-活動調査」では公営事業所の労働者数を把握していないため、公営事業所の労働者数については、「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「事業所母集団データベース（令和元年次フレーム）」から推計した結果を用いた。

（注5）平成16年1月分～平成23年12月分については、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから「時系列比較のための推計値」を作成して使用しているが、指数の改訂前の平成24年1月分以降の指数の作成に用いた母集団労働者数は、平成23年12月分までの「時系列比較のための推計値」の作成に用いた母集団労働者数から作成されてない。このため、今回のベンチマーク更新時に、平成24年1月分以降の指数が「時系列比較のための推計値」から作成した母集団労働者数と整合するよう、指数の改訂を合わせて行った。

① 基準時更新

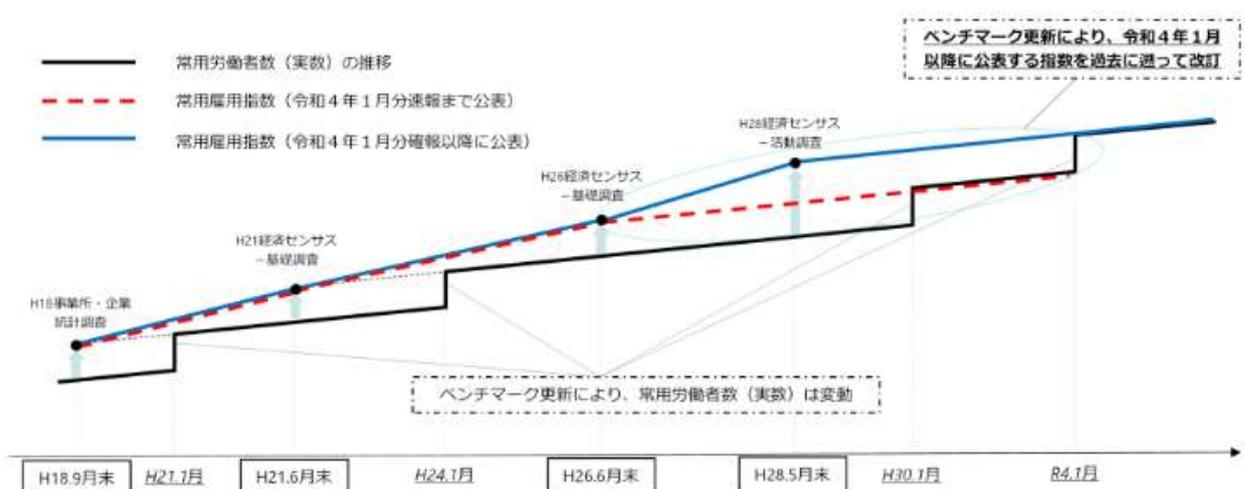
ア 平成24年1月分以降の常用労働者数、賃金、労働時間について、平成23年12月分までの「時系列比較のための推計値」から作成した母集団労働者数と整合するよう再推計した。

イ 令和2年1月分から12月分までのアで作成した推計値の単純平均を指数の仮基準数値とし、平成21年1月分（注6）から平成23年12月分までの「時系列比較のための推計値」及び平成24年1月分以降のアで作成した推計値を仮基準数値で除して100倍し、暫定指数を作成した。

（注6）ウの平成24年1月抽出替えにおける指数の補正を行うため、平成21年1月分から暫定指数を作成した。

ウ イで作成した暫定指数に対して、平成24年1月抽出替え、平成27年1月抽出替え及び平成30年1月部分入替え実施時に行った指数の補正と同様の補正を行った。

エ 常用雇用指数については、令和4年1月分調査において、集計に用いる母集団労働者数を「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく労働者数から「平成28年経済センサス-活動調査」等に基づく労働者数に変更したことから、ウの補正後、更に平成26年7月分以降について以下の（2）で示す方法により補正を行った。



オ ウ、エの補正後の指数において令和2年平均が100.0でない場合は、指数及び基準数値をそれぞれ

$$\text{再計算後指数} = \frac{\text{補正後指数}}{\text{補正後指数における令和2年平均}} \times 100$$

$$\text{再計算後基準数値} = \text{仮基準数値} \times \frac{\text{補正後指数における令和2年平均}}{100}$$

で再計算した。

カ 平成20年12月分以前について、令和2年基準指数を

$$\text{令和2年基準指数} = \text{平成27年基準指数} \times \frac{\text{平成27年基準指数の基準数値}}{\text{令和2年基準の再計算後基準数値}}$$

で計算した。

② 常用労働者数のベンチマークの更新

ア 平成26年経済センサス及び平成28年経済センサス等の常用雇用者数と毎月勤労統計調査の推計常用労働者数とのギャップをそれぞれ

$$G_1 = \frac{\text{平成26年経済センサスの常用雇用者数}}{\text{平成26年6月分本月末推計常用労働者数}}$$

$$G_2 = \frac{\text{平成28年経済センサス等の常用雇用者数}}{\text{平成28年5月分本月末推計常用労働者数}}$$

として、平成26年7月分から平成28年5月分までの指数を次式により補正した。

$$\text{補正後指数} = \text{補正前指数} \times \left\{ 1 + \frac{n}{23} \left(\frac{G_2}{G_1} - 1 \right) \right\}$$

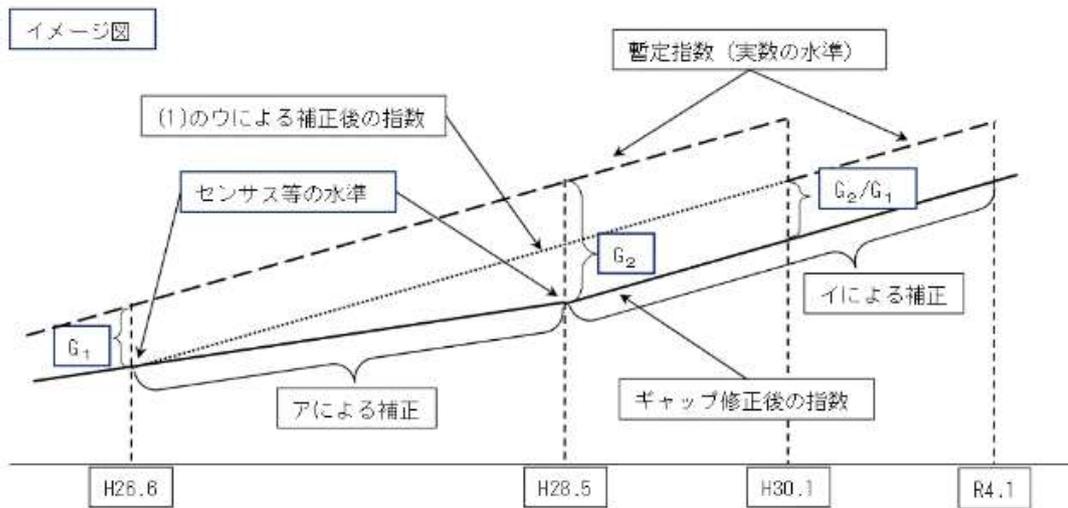
ここで、 n は、平成26年7月から当該月までの月数とする（平成26年7月： $n=1$ 、平成28年5月： $n=23$ ）。また、補正前指数とは、(1)のウで平成30年1月部分入替え実施時に行った指数の補正と同様の補正を行った後の指数のことである。

イ また、このギャップ率 G_1 及び G_2 を用いて、平成28年6月分から令和3年12月分までの指数を次式により修正した。

$$\text{補正後指数} = \text{補正前指数} \times \frac{G_2}{G_1}$$

ただし、平成29年12月分以前の補正前指数とは、(1)のウで平成30年1月部分入替え実施時に行った指数の補正と同様の補正を行った後の指数のことであり、平成30年1月分以

降の補正前指数とは、(1)のイで作成した暫定指数のことである。



③ 増減率の改訂

ギャップ修正を行った常用雇用指数について、平成26年7月分から平成29年5月分までの増減率を改訂後の指数に基づき再計算した。

また、消費者物価指数の基準改定（ウエイト更新）で令和3年1月分以降の増減率が改定されたことから、実質賃金指数についても、令和3年1月分以降の増減率を改訂後の指数に基づき再計算した。

5 特別調査の集計方法

(1) 常用労働者数の算定

$$\hat{R}_1 = \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}$$

$h=1 \dots, L$: 層

M_h : 第 h 層の母集団調査区数

$$M = \sum_{h=1}^L M_h$$

m_h : 第 h 層の標本調査区数

n_{hi} : 第 h 層の第 i 調査区内の事業所数

X_{hij} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定集計区分に該当する労働者数

(2) 賃金、労働時間等の算定

(例) きまって支給する現金給与額の推計値の算出

年齢、勤続年数、出勤日数、実労働時間数及び過去1年間特別に支払われた現金給与額についても同様の方法で求める。

$$\hat{R}_2 = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}} = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{y_{hi}}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{x_{hi}}}$$

f_{hij} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する労働者数

Y_{hijk} : 第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する第 k 労働者のきまって支給する現金給与額

$$t_{y_{hi}} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk} \quad \text{第 } h \text{ 層第 } i \text{ 調査区における特定の集計区分に該当する労働者のきまって支給する現金給与額の総和}$$

$$t_{x_{hi}} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij} \quad \text{第 } h \text{ 層第 } i \text{ 調査区における特定の集計区分に該当する労働者数}$$

6 用語の解説

(1) 現金給与額

① 現金給与総額

給与から所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の総額でのことであり、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額

② きまって支給する給与（定期給与）

基本給や家族手当・時間外手当など、労働協約・就業規則などによってあらかじめ定められた算定方法によって支給される給与のうち、「特別に支払われた給与（特別給与）」以外のもの

③ 所定内給与

きまって支給する給与のうち、「所定外給与（超過労働給与）」以外のもの

④ 所定外給与（超過労働給与）

時間外手当や早朝出勤手当・休日出勤手当・深夜手当など、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日・深夜労働に対して支給される給与

⑤ 特別に支払われた給与（特別給与）

次のア～エに該当するもの

ア 賞与（ボーナス）

イ ベースアップが行われた場合の差額追給分

ウ 6か月ごとに支給される通勤手当など、3か月を超える期間で算定される現金給与

エ 臨時に支払われた現金給与

一時的突発事由に基づいて支払われたもの、あるいは、結婚手当など、支給条件はあらかじめ確定しているが、支給事由の発生が極めて不確定かつ非常にまれに発生するもの

(2) 実労働時間

① 総実労働時間

「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計

② 所定内労働時間

事業所の就業規則等で定められている正規の始業時刻から終業時刻までの間の実労働時間数

③ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出し、休日出勤等の実労働時間数

④ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数のことで、午前0時から24時までの間に1時間でも就業すれば出勤日数として計上

(3) 常用労働者

① 常用労働者

期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

② パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の労働時間又は1週の労働日数が一般の労働者よりも短い者

③ 一般労働者

常用労働者のうち、「パートタイム労働者」以外の者